

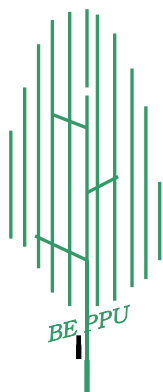
環境活動レポート

平成29年度

(平成29年10月～平成30年9月)



モナコ日本庭園 弊社設計・施工



エコアクション21
認証番号 0003059

株式会社 別府梢風園

平成30年 12月 17日 作成

目 次

1. 組織の概要	1
2. 対象範囲	1
3. 環境方針	2
4. 環境目標	3
5. 環境活動計画	4
6. 環境目標の実績	5
7. 環境活動の取組結果とその評価,次年度の取組内容	6
8. 環境関連法規等の遵守状況確認及び評価の結果 並びに違反、起訴等の有無	7
9. 代表者による全体の取組状況の評価及び見直し の結果	8

1. 組織の概要

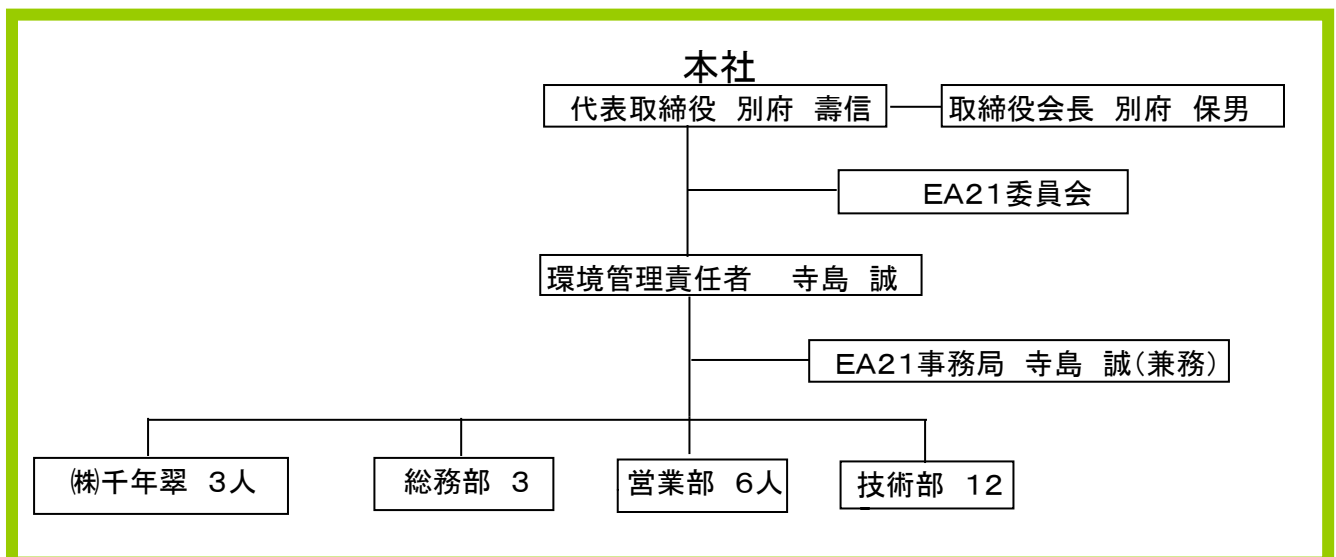
- (1) 企業理念 : **自然とコミュニケーション**
- (2) 事業所名 : 株式会社 別府梢風園
- (3) 代表者名 : 代表取締役 別府 壽信
- (4) 所在地 : 〒813-0025 本社 福岡市東区青葉1丁目6番53号
- (5) 関連会社 : (株)千年翠
- (6) 法人設立年月日 : 1976年6月23日
- (7) 環境管理責任者
及び連絡先 : 寺島 誠
TEL 092-691-0678
FAX 092-691-4554
HP www.shoufuen.co.jp
E-mail info@shofuen.co.jp
- (8) 事業内容 : 土木工事業、石工事業、
とび・土工工事業、舗装工事業、
造園工事業、造園用資材販売、
樹木診断・保護・養生・回復、公園管理
- (9) 事業の規模 : 資本金 85,000千円
役員 7名 従業員16
売上高 629百万(平成29年度(平成29年10月1日～平成30年9月30日) 実績)



モナコ庭園

2. 対象範囲

- (1) 認証登録の対象組織 : 株式会社 別府梢風園
関連会社 株式会社 千年翠
- (2) 認証登録の対象活動 : 土木工事業、石工事業、とび・土工工事業、舗装工事業、造園工事業、
造園用資材販売、樹木診断・保護・養生・回復、公園管理
- (3) 対象外事業所 : なし
- (4) 対象期間 : 10月1日 ~ 9月30日



3. 環 境 方 針

環 境 方 針

株式会社 別府梢風園は、造園・エクステリア工事の設計、施工、管理の事業活動を通じて、「緑あふれる快適な環境創造」と「地球にやさしい環境づくり」をテーマに全社員が事業活動のすべての面で地球環境に影響を与えていることを認識し、行動します。

1. 経営に環境システムを構築し、下記の事項に取り組みます。
 - ① 使用エネルギー（電気・燃料）の節約
 - ② 廃棄物排出量の削減
 - ③ 節水
 - ④ グリーン購入の促進
 - ⑤ 化学物質の適正使用・適正管理
2. 緑化を推進する事でヒートアイランド現象の緩和、CO₂ 削減に寄与し、やすらぎやうるおいのある四季彩づくりを進めます。
3. 環境関連法令と当社が参加した協定等を遵守します。
4. 環境保全活動に対し積極的に参画し社会貢献活動を推進します。
5. 環境活動レポートを作成し、環境取組の活動状況を公表します。

作成日 平成 20 年 1 月 15 日

改定日 平成 25 年 10 月 1 日

株式会社 別府梢風園

代表取締役 別府 壽信

平成29年度 環境目標

(年度:10月～翌年9月)

環境目標	単位	基準値	単年度目標	中長期目標			
		過去3年間の実績平均値	H29年度 (H29.10～H30.9)	H30年度 (H30.10～H31.9)	H31年度 (H31.10～H32.9)	H32年度 (H32.10～H33.9)	
事務所	二酸化炭素排出量の削減	Kg-CO ₂	16,604.0	16,438	16271以下 (2%減)	16105以下 (3%減)	15940以下 (4%減)
	1. 電気使用量削減	kWh	15,394.0	15,240	15086以下 (2%減)	14932以下 (3%減)	14778以下 (4%減)
	2. ガソリン使用量削減	ℓ	4,698.0	4,651	4604以下 (2%減)	4557以下 (3%減)	4510以下 (4%減)
	燃費改善	km/ℓ	13.7	13.9	13.97 (2%増)	14.12 (3%増)	14.27以下 (4%減)
現場	二酸化炭素排出量の削減	Kg-CO ₂	44,765.0	44,317	43869以下 (2%減)	43422以下 (3%減)	42974以下 (4%減)
	1. ガソリン使用量削減	ℓ	13,692.0	13,555	13418以下 (2%減)	13281以下 (3%減)	13148以下 (4%減)
	燃費改善	km/ℓ	11.4	11.5	11.63 (2%増)	11.75 (3%増)	11.88以下 (4%減)
	2. 軽油使用量削減	ℓ	5,292.0	5,239	5186以下 (2%減)	5133以下 (3%減)	5080以下 (4%減)
	燃費改善	km/ℓ	5.7	5.8	5.81 (2%増)	5.87 (3%増)	5.47以下 (4%減)
事務所	廃棄物排出量の削減	t	0.98	0.97	0.96以下 (2%減)	0.95以下 (3%減)	0.94以下 (4%減)
事務所	総排水量の削減	m ³	299	296	293以下 (2%減)	290以下 (3%減)	以下(4% 減)
現場	産業廃棄物排出量の削減	t	47.8	47.3	46.8以下 (2%減)	46.3以下 (3%減)	45.9以下 (4%減)
	地域貢献活動	回/年	4回/年	4回/年	5回/年	6回/年	6回/年
事務所	グリーン購入の促進	品目	10	20	20	20	20
現場	再生材有効活動	件数 (再生建設資材)	115	120	125	130	135
現場	化学物質の使用量及び管理の適正化	Kg	-	使用製品に含まれる化学物質適正管理(SDS把握等)	化学物質適正管理(SDS把握)	化学物質適正管理(SDS把握)	化学物質適正管理(SDS把握)
現場	建設リサイクル推進	-	-	現場の分別を徹底し他工事で使用できる物を有効活用	再生資源有効活用	再生資源有効活用	再生資源有効活用
				リサイクル率86%	リサイクル率87%	リサイクル率87%	
現場	環境配慮した現場施工	-	-	環境配慮低公害機械、器具使用推進	環境配慮低公害機械、器具使用推進	環境配慮低公害機械、器具使用推進	環境配慮低公害機械、器具使用推進
現場	設計時における緑化推進の提案(自社物件に限る)	件数	5	5	5	5	5

備考)・環境目標1・2・3は平成25・26・27年度の実績平均値を基準とする。

・二酸化炭素排出量の購入電力排出係数は0.483kg-CO₂/kWh(九州電力(株)H28年度調整後排出係数)

・グリーン購入の促進(事務用品)と化学物質の使用及び管理の適正化の実績はH23年度で示す。

・()内は削減率を示す。

5.環境活動計画

・環境目標を達成するために取組んだ平成29年度環境活動計画の内容は、以下に示すとおりである。

取組目標		責任者	活動場所	具体的活動項目	スケジュール			
					10～12月	1～3月	4～6月	7～9月
1 二酸化炭素排出量の削減	電気使用量の削減	船津	事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・OA機器の不要電力OFF ・昼休み消灯 ・エアコンの調整（夏期28℃,冬期20℃） ・節電効果機器の導入 				
	都市ガス使用量の削減	岩井原	事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・トイレの手洗い場、食器洗浄時の温水使用抑制 				
	ガソリン・軽油使用量の削減	谷口香田	事務所＋現場	<ul style="list-style-type: none"> ・エコカーの積極的導入 ・エコドライブ徹底 ・車両整備の実行 				
2 廃棄物排出量の削減	リサイクルの徹底	寺島	事務所＋現場	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物分別の徹底 ・マニフェストの管理 ・古紙回収の徹底 				
	用紙使用量	塩田	事務所＋現場	<ul style="list-style-type: none"> ・コピー用紙購入枚数の把握 ・両面印刷の徹底 ・裏紙使用の促進 				
3 量の削減 総排水	節水活動と雨水の有効活動	萬屋長田	事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・節水コマ設置 ・庭木散水時間の制限 ・水漏れ防止の点検 ・雨水の有効的活用 				
4	グリーン購入の促進	秋山寺島	事務所＋現場	<ul style="list-style-type: none"> ・事務用品のグリーン購入 ・資材等のグリーン購入 				
5	化学物質使用量及び管理の適正化	一山吉田	現場	<ul style="list-style-type: none"> ・SDSによる化学物質の適正管理の徹底 ・化学物質使用量、保管量の管理 				
6	(その他)設計時における緑化推進の提案	石井荻野	現場	<ul style="list-style-type: none"> ・新築外構工事ご契約に対して、樹木1本進呈 ・設計における緑化の推奨 ・市町村における緑化補助金申請の提案 				

6. 環境目標の実績

- ・平成29年度における環境目標の達成状況は、以下に示すとおりである。
- ・設定した環境目標は、産業廃棄物排出量及び排水量削減目標を達成することが出来なかったが、他の目標についてはほぼ達成できている。
- ・今後も受注工事内容と目標達成状況の関連性を注意深く分析し、目標値の妥当性を確認する必要がある。

(年度:10月～翌年9月)

環境目標	単位	基準値	H29年度 (H29年10月～H30年9月)		目標達成率	目標達成状況	
		過去3年間の実績平均値	目標	実績			
事務所	二酸化炭素排出量の削減	Kg-CO ₂	16,604.0	16,438	13,341	123.2%	○
	1. 電気使用量削減	kWh	15,394.0	15,240	14,413	105.7%	○
	2. ガソリン使用量削減	ℓ	4,698.0	4,651	3,369	138.1%	○
	燃費改善	km/ℓ	13.7	13.9	13.90	100.0%	○
現場	二酸化炭素排出量の削減	Kg-CO ₂	44,765.0	44,317	46,395	95.5%	△
	1. ガソリン使用量削減	ℓ	13,692.0	13,555	13,484	100.5%	○
	燃費改善	km/ℓ	11.4	11.5	9.89	86.0%	×
	2. 軽油使用量削減	ℓ	5,292.0	5,239	5,749	91.1%	×
	燃費改善	km/ℓ	5.7	5.8	6.84	117.9%	○
事務所	廃棄物排出量の削減	t	0.98	0.97	1.28	75.8%	×
事務所	総排水量の削減	m ³	299	296	482	61.4%	×
現場	産業廃棄物排出量の削減	t	47.8	47.3	54.1	87.4%	×
	地域貢献活動	回/年	4回/年	4回/年	4回	100.0%	○
事務所	グリーン購入の促進	品目	10	20	22	110.0%	○
現場	再生材有効活動	件数 (再生建設資材)	115	120	132	110.0%	○
現場	化学物質の使用量及び管理の適正化	Kg	-	使用製品に含まれる化学物質適正管理(SDS把握等)	使用製品に含まれる化学物質適正管理(SDS把握等)	-	-
現場	建設リサイクル推進	-	-	現場の分別を徹底し他工事で使用できる物を有効活用	現場の分別を徹底し他工事で使用できる物を有効活用	-	-
現場	環境配慮した現場施工	-	-	環境配慮低公害機械、器具使用推進	環境配慮低公害機械、器具使用推進	-	-
現場	設計時における緑化推進の提案(自社物件に限る)	件数	5	5	17	340.0%	○

備考)・環境目標1・2・3は平成25・26・27年度の実績平均値を基準とする。

・グリーン購入の促進(事務用品)と化学物質の使用及び管理の適正化の実績はH23年度で示す。

・目標達成率の算定 削減目標の場合 目標/実績 * 100

・表記区分 ○:達成 △:95%以上 ×:95%以下 -:判定不可

7. 環境活動の取組結果とその評価、次年度の取組内容

- ・平成29年度の環境への取組状況と今後の予定は、以下に示すとおりである。
- ・環境目標を達成した活動項目については、今後共、継続的な環境改善活動を進めていく。

環境目標項目	活動項目		活動場所	取組状況	取組結果評価及び次年度（平成29年度）取組内容
1. 二酸化炭素排出量の削減	電力	<ul style="list-style-type: none"> ・OA機器の不要電力OFF ・昼休み消灯 ・エアコン温度の調整 ・節電効果機器の導入 	事務所	○	<p>(現状)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電力について4項目掲げた取組のうち、エアコン温度の調整、昼休み消灯は実行できた。 ・都市ガスについては使用者が限定され、周知が徹底されている。 ・燃料についての取組は実行できた。 ・29年度掲げた取組項目の実施状況は良好な結果であったため、今年度も継続して取り組んでいきたい。
	都市ガス	<ul style="list-style-type: none"> ・トイレの手洗い場、食器洗浄時の温水使用抑制 	事務所	○	
	燃料 燃費	<ul style="list-style-type: none"> ・エコカーの積極的導入 ・エコドライブ徹底 ・車両整備の実行 ・車両運転の見直し、実行 	事務所 + 現場	○	
2. 廃棄物排出量の削減	リサイクルの徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物分別の徹底 ・マニフェストの管理 ・古紙回収の徹底 	事務所 + 現場	○	<p>(現状)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社内での分別ができ、適切に処理業者に委託してリサイクルすることができた。 ・現場では、産業廃棄物の管理または、関係法令の遵守ができた。 ・マニフェストの管理保管の徹底ができた。 <p>(今後)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・29年度掲げた取組項目の実施状況は良好な結果であったため、今年度も継続して取り組んでいきたい。
	用紙使用量の削減	<ul style="list-style-type: none"> ・両面印刷の徹底 ・裏紙使用の促進 		○	
3. 総排水量の削減	<ul style="list-style-type: none"> ・庭木への散水回数の制限（通常1回/2日から1回/3日） ・水漏れ防止の点検 ・雨水の有効的活用 		事務所	○	<p>(現状)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・節水意識が定着し、継続的な活動取組により、実行できた。 <p>(今後)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・29年度掲げた取組項目の実施状況は良好な結果であったため、今年度も継続して取り組んでいきたい。雨水の有効的活用についての取組を考える
4. グリーン購入の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・事務用品のグリーン購入 		事務所	○	<p>(現状)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務用品に関しては、グリーン購入製品を選択するようになった。 <p>(今後)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・29年度掲げた取組項目の実施は、今年度も継続して取り組んでいきたい。
	<ul style="list-style-type: none"> ・再生建設資材調達工事 		現場	○	
5. 化学物質の使用量及び管理の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ・SDSによる化学物質の適正管理の徹底 ・化学物質使用量、保管量の管理 		現場	○	<p>(現状)</p> <ul style="list-style-type: none"> 化学物質の適正管理は出来ている。 <p>(今後)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・29年度掲げた取組項目の実施状況は良好な結果であったため、今年度も継続して取り組んでいきたい。
6. 設計時における緑化推進の提案(自社物件に限る)	<ul style="list-style-type: none"> ・新築外構工事ご契約に対して、樹木1本進呈 ・設計における緑化の推奨 ・市町村における緑化補助金申請の提案 		現場	○	<p>(現状)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新築外構物件11件に対して樹木の進呈を行うことができた。 <p>(今後)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・29年度掲げた取組項目の実施状況は良好な結果であったため、今年度も継続して取り組んでいきたい。緑化推進のため幅広い工法の提案を進めていきたい。

8. 環境関連法規等の遵守状況確認及び評価の結果並びに違反、訴訟等の有無

・環境関連法規の遵守状況は以下に示すとおりであり、事業活動に当たっては該当法規を遵守することが出来た。

・また、関係機関等からの違反等の指摘や、外部からの訴訟等も、過去3年間ありませんでした

廃棄物処理・リサイクル関連

環境法規制等の名称/略称	適用範囲	項目	遵守事項	確認方法	遵守状況評価
廃棄物処理法	産業廃棄物	許可業者への委託	・収集・運搬・処分は、許可を受けた産業廃棄物収集・運搬業者並びに産業廃棄物処分業者に委託すること	委託契約書	○
		委託基準の遵守	・収集運搬業者及び処分業者との書面による委託契約 ・委託契約書の保管:5年間保存	委託契約書	○
		管理表の交付	・管理票の交付(発行):廃棄物の種類ごと、運搬先ごと ・管理票の記載事項:廃棄物の種類、荷姿、最終処分を行なう所在地など	マニフェスト	○
		管理表の写しの交付	・運搬受託者が運搬を終了した時は、管理表を交付した者に当該管理表の写しを送付しなければならない。	マニフェスト	○
		管理表の写しの交付を受けるまでの期間	・交付から90日以内(運搬、処理処分)及び180日以内(最終処分に管理票の写しが返却の場合、照合確認と共日時に届け出る。	マニフェスト	○
		管理表に関する知事への定期報告	・毎年6月30日までに前年度(3月31日以前の1年間)に交付した管理票の交付状況を様式第3号により知事に提出しなければならない。	産業廃棄物処理実績報告書	○
		管理表の適切な措置	・写しの交付を受けないとき、規定する事項が記載されていない管理表や虚偽の記載のある管理表の写しを受けた場合は、適切な措置を講じなければならない。	マニフェスト	○
		管理表の保存期間	・管理票写し:5年間保存	マニフェスト	○
	処理責任	・建設工事に伴い発生する廃棄物については、元請け業者に責任を一元化。廃棄物は自ら処理するか、その処理を許可業者に委託しなければならない。	マニフェスト	○	
	廃棄物	収運基準	・積上げ高さの厳守、養生、保管場所の識別	聞き取り	○
焼却禁止		・野焼きは禁止	聞き取り	○	
建設リサイクル法	新築工事及び解体改修工事	対象建設工事の届出	・発注者への書面による計画等説明・工事着手する日の7日前までに必要事項を都道府県知事に届け出・発注者へ書面による完了報告 ・分別解体等・再資源化等の促進・再生資源の使用	契約書	○

化学物質関連

農薬取締法	農薬	農薬販売者の届出	・知事の許可	福岡県農薬指導士認定書	○
		販売の制限または禁止	・特定農薬以外の農薬(無登録)の販売禁止	伝票 帳簿	○
		帳簿の保管管理	・農薬受払帳簿を備え付け、常に販売数量・在庫数量を確認出来るようにしなければならない	農薬受払帳簿	○
		虚偽の宣伝等の禁止	・農薬の有効成分の含有量や効果について、誤認させるような宣伝を行うことを禁止している	SDS	○
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法)	業務用エアコン(圧縮機電動機定格出力:7.5kW未満)	簡易定期点検	(1)簡易点検(3か月に1回以上)を行わなければならない。 室外機:異常振動、異常運転音、油漏れ、キズの有無、熱交換器の腐食、錆など室内機:熱交換器の霜付きの有無 (2)フロン類の漏えいを発見した場合、漏えい箇所の特定制及び修理をしなければならない。 (3)点検・修理やフロン類の充填・回収等に関して履歴を記録して保存しなければならない。 (4)1年間にフロン類をCO ₂ 換算値で1,000CO ₂ -ton以上漏えいした事業者は国に報告しなければならない。	点検記録整備記録漏えい量報告書	○
		引渡義務費用負担	機器を破棄する際は、第1種フロン類充填回収業者に依頼して、フロン類を回収した後、破棄しなければならない。(法41条)その際、フロンの回収、再生、破壊等に必要の費用を支払わなければならない(法74条)	領収書	—

9.代表者による全体の取組状況の評価及び見直しの結果

- ・平成30年12月15日に、エコアクション21の全体評価と見直し会議を実施しました。
- ・代表者による、評価・見直し結果は以下のとおりです。

(1)環境への取組状況について

- ・環境目標の達成状況において、二酸化炭素排出量の削減は達成出来たが、出来ていない環境目標もある。現場の燃費向上のために積み荷を減らすと作業効率が下がった。
- ・社員の環境への意識は高まり、環境活動はより適切に行われていることを確認した。
- ・今後とも社員一丸となって、更なる環境意識の高揚を図り、環境負荷軽減のための取組の充実と改善を行う予定である。
- ・事務用品のグリーン購入については、購買する際にまだまだ見落としがあり、商品の選別する際に積極的に購入するように周知した。
- ・現場での特記もしくは顧客の要望以外は再生建設資材を積極的に利用するように周知した。

(2)見直しの必要性と今後の取組に向けて

- ・新入社員1名は環境活動の意味を理解し、活動が出来た。
- ・H30年度内に営業車1台を低騒音・低排出車に買換予定。
- ・積極的に設計時における緑化推進の提案をした。
- ・今後とも継続的な環境改善活動を進めていく。